

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年七月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二五―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県ふじみ野市大原二丁目千九十番地三、千九十番地六、千九十番地七、

千七百三十五番地五

埼玉県ふじみ野市清見一丁目三番地六

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百三十七立方メートル